

東京大学

理学部広報

第1巻 第9号

昭和44年7月1日

内 容

「大学の運営に関する臨時措置法案」に対する東京大学の見解 および関連する学内情勢	2
大学改革準備調査会関係記事	3
教養学部問題懇談会の中間報告	3
理学部会合日誌	7
教授会メモ，委員交代	7
教官懇談会メモ	8
6・13 理系院生との討論ならびに交渉の経過・議題・討論要旨	10
理学部総合計画委員会資料 No. 2 (大学の中における理学部， 理学部の条件)	11
理学系大学院修士課程学生募集要項補遺	15
6月21日の化学館火災について	16
編集後記・投稿お願い	16

「大学の運営に関する臨時措置法案」 に対する東京大学の見解および 関連する学内情勢

今国会に提出されている「大学の運営に関する臨時措置法案」については、政府がこれを国会に提出した5月24日、直ちに加藤総長名で談話が発表された。またことがらの重要性にかんがみ、東京大学としても正式の態度を表明することになり、各部局の教授会からの意見を評議会でとりまとめて6月11日に公表した。これと同時に総長室の責任において作成した「法的側面からみた問題点」を附属資料として発表した。これらの書類は6月12日付で加藤総長の送り状を添えて政府・文部省・衆参両院・各政党・各大学などに送付された。

ここでは「大学の運営に関する臨時措置法案」に対する見解として公表されたものを再録する。法的側面からみた法案の問題点については、要するにその法案は大学および大学紛争についての基本的理解を欠いており、問題の真の解決に役立たないばかりでなく、かえって解決を妨げるおそれが大きいことを指摘している。なお詳しくは東京大学広報委員会発行の資料(その34)を参照して下さい。

「大学の運営に関する臨時措置法案」 に対する見解

東京大学の紛争は、発生以来すでに1年余を経過している。この間、われわれは解決のために全力をつくしてきたつもりであり、研究・教育の機能も回復しつつあるが、大学の直面する問題の困難さとわれわれの微力のために解決がおくれ、社会に対して多大の迷惑をかけたことについては、われわれとしても深くその責任を自覚している。この責任は、われわれが大学の改革と問題の真の解決のために今後ともあらゆる努力を傾け、一日も早く東京大学を研究・教育の場として再建する以外に果たす道はないと考える。今日、全学をあげて大学の改革に努力しているのも、このような自覚の上に立ってのことである。

このような紛争の経過を顧みれば、今日政府が国会に提出している「大学の運営に関する臨時措置法案」(以下「法案」という。)に対して、東京大学が反対意見を表明することには、十分慎重でなければならない。しかし、教育は百年の大計であり、ここで一步を誤れば、後世に悔いを残すことになりかねない。われわれは、紛争の中

で悩み苦しんできただけに、あえて「法案」の問題点に対し見解を表明せざるをえない。

「法案」は、今日の大学紛争において、さまざまな暴力的な行動に対する大学側の対応の甘さや緩慢さを批判し、紛争を早急に收拾しようとする立場から応急の措置をとることを目的としている。たしかに、大学はおよそ暴力と相容れない場であり、手段を選ばずに自己の主張を貫こうとすることは、動機の如何を問わず許されるべきことではない。しかし、教育の場としての大学においては、そういう学生の逸脱した行動に対しても、ただちに力をもって対処するのではなく、できるかぎりの手段を尽くして、学生の自覚と反省を促す必要がある。われわれが理性的討議によって問題を解決しようと努めてきたのも、そのためである。これに対して、なお不法な行為がくりかえされたり、緊急の危険が生じたりした場合には、東京大学はこれまでも十分な決意をもってそれに対処してきた。このような暴力の排除は、現行法のもとでも大学の自主的判断によって十分対処しうることであつて、政府が教育の場の実情を十分顧みることなく力による介入をはかっても、事態はけっして解決されるものではない。

しかも「法案」は、大学紛争の現象面に目を奪われ、その根底にある真の問題に思いをいたしていない。たしかに学生の暴力的行為は強く非難されなければならないが、その背後に、たんに大学のあり方だけでなく、教育体制全般の問題があり、さらに今日の政治、経済、社会全体に対する青年の強い不満と反発が秘められていることも見失ってはならない。そのことは、現在、大学紛争が、高度に発達した社会に共通の問題になっており、またわが国においても、紛争の直接の原因は種々でありながら、ひとたび紛争がおこると、たちまち全学的に、あるいは他大学へと、波及していく傾向があることをみれば明瞭であろう。こういう根深い問題にふれずに、ただ学長に権限を集中したり、文部大臣の指導・監督権を強めたり、いわんや休廃校をもって教師や学生に衝撃を与えたりすることで、大学問題になんらかの解決がもたらされると考えるとすれば、それはまったくの見当はずれであろう。たしかに廃校は、紛争大学自体を消滅させることになろうが、大学紛争はそれによって解決されないのみか、かえって拡大し、あとに残るのは学問と教育の荒廃だけだということになりかねない。

今日大学問題を真に解決するためには、迂遠のようではあつても、大学の改革をおすすすめ、それを時代の真の要求に十分に応えうるものとしていく以外に道はない。

しかし、このような大学の改革は、まさに大学人がその創意と自主性のもとにすすめるべきことであり、政府はむしろこのような改革の努力に対して、これを支援する立場に立つべきであろう。研究や教育は、本来、当事者のひとりひとりがみずからの責任を自覚したうえで、相互の理解と協力を通じて行なうべきものであり、それについての改革も同じである。通常の行政機関等と同様に上から下への管理体制の強化によって大学問題を処理しようという、大学管理法案以来の発想をついだともいうべきこの「法案」では、研究者・教育者から学生に至る全大学人の反発が強まるだけであって、そこから大学についての新しい理念や構想が生まれようはないのである。

もちろんこの「法案」に反対する以上、われわれは東京大学の改革にさらに力をつくし、問題の根本的解決をはかる上でひとしお重大な責任を負う覚悟をもっている。法律的にみてもこの「法案」はきわめて不備であり、重大な危険を内包するものであるが、ことはただ法律の是非にあるのではない。大学の問題が、いわば現代文化の歴史的意義にかかわる問題となっているだけに、国民の理解を求めるとともに、政府も国会もより広い視野と深い見識をもって賢明な態度をとられることを期待してやまない。

1969年6月11日 東京大学

いわゆる「大学立法」に関しては、学内の各部局や各組織で多くの反対運動が展開されており、理学部でも自治会や教室単位で抗議声明などがいろいろと出されている。

大学改革準備調査会関係記事

大学改革準備調査会の組織問題専門委員会が任務としている課題は著しく広範囲にわたっているため、その問題領域全般につき詳細に調査研究するには、なおかなりの作業を要することが明らかになった。また調査会発足当初とは学内外の情勢が変化して組織問題専門委員会の任務が大幅に増加した。このために5月27日の評議会の了承を得て管理組織専門委員会と研究・教育組織専門委員会の二つの専門委員会が設置された。管理組織専門委員会委員長は石川馨工学部教授で、理学部からは山口嘉夫教授(物理)が出ており、研究・教育組織専門委員会委員長は島内武彦教授(化学)である。新設の両専門委員会は、いずれも従来の組織問題専門委員会の任務を引継ぎ、いままでにまとめられた覚書や報告は十分参考にす

るが、必ずしもそれらに拘束されずに独自の立場で調査研究をすすめてゆくことになる。管理組織専門委員会は、東京大学の意志決定と執行の組織の現状における欠陥の分析と改革の方向について検討する。一方研究・教育組織専門委員会は東京大学における研究と教育の組織の現状における欠陥の分析と改革の方向を検討することを任務としている。

大学改革準備調査会本委員会および各専門委員会からの覚書発行はここしばらくの間中断していましたが、7月にはまたいくつか発行される予定です。覚書の入手を希望する学生は、所属学部事務室に公表後10日以内に申出て下さい。覚書は公表されるたびに掲示が出来ますから注意して下さい。

教養学部問題懇談会の中間報告

本年4月22日に教養学部問題懇談会が、本郷側3名(大内力、向坊隆、福武直各教授)、駒場側3名(阿部秋生、野上茂吉郎、平井啓次各教授)で大内教授を座長として発足して以来、東京大学における一般教育と専門教育との関係、教養課程のあり方について検討を続けていたが、6月17日にそれまでの結果をとりまとめた中間報告が総長に提出された。総長は同日「教養学部問題懇談会の中間報告の配布にあたって」と題するまえがきを付けて全教官に配布し、各部局での討議の素材に供した。

ここでは教養学部問題懇談会中間報告の全文を掲載して理学部学生・院生・教職員の討論の資料として提供する。教養課程のあり方などについて御意見をお寄せ下さることを期待しています。なお理学部教官の間ではこの問題について懇談会をいままでに二度開いており、そのメモは広報本号に掲載してありますから参照して下さい。

教養学部問題懇談会中間報告

1969—6—17

はじめに

総長の委嘱をうけた標記懇談会は、東大における一般教育と専門教育との関係、およびその問題の具体的なあらわれとしての教養課程のあり方について、かねて検討中であったが、6月16日の第6回会合までの討議の結果、ほぼ以下のような一致点に到達したので、その結果を中間的に報告することにした。

本懇談会は、執行部や各部局の立場をはなれ、自由な

立場から上記の問題について研究することを目的としている。したがってこの報告にしまされる試案も、何らかの拘束力をもつことを予想したものではなく、執行部にたいして、今後の討議のための素材を提供するものすぎない。

なお、教養学部ならびに教養課程のあり方については、東大における研究教育体制全体の改革問題の一環として、目下改革準備調査会において検討中であるし、これとは別に教養学部第九委員会で作成された案は、過日同学部教授会に提出された。本懇談会は、これらの討議や案およびその他各種の意見を十分参考にし、矛盾の生じないよう努めたが、上記諸機関の検討ががいて長期にわたる改革を目ざしているのにたいし、本報告は、当面できるだけ早く着手すべき事項に中心をおいている。また、本報告の案を具体化に移すとすれば、当面本年度の入試（入学者の類別，定員等）にも若干の変更を加える必要が生ずるかもしれないが、その点は本懇談会において、引きつづき検討を加える予定である。

I 改革の諸前提

一、一般教育と専門教育との関係

東大の教育研究にかんする将来計画が制度上、今後いかなる形をとるにせよ、それは一般教育と専門教育との関係について明確な認識の上に立つべきである。本懇談会はこの点についてつぎのような基本的理解に到達した。

- (1) 一般教育と専門教育とは、すくなくとも教育理念の上では、それぞれ別箇の問題領域をもった対等の二分野である。
- (2) 一般教育とは総合的な人間中心の教育であり、それとの対比においてみれば、専門教育とは分化した専門中心の教育である。
- (3) 大学教育の在るべき姿は、(1)および(2)の意味での一般教育と専門教育との総合をめざすものであるべきである。

以上のような基本的理解に立って、これまでの東大のあり方を反省してみると、そこにさまざまな問題のあったことが指摘できる。なかんずく、これまででは、一般教育を担当するのが教養課程（教養学部）であり、専門教育を担当するのが専門課程（本郷の学部）であると考えられてきたために、大学教育が本来もつべき総合性、一貫性において不都合を生じたことは重大な欠陥である。また一般教育を前期1年半ないし2年に集中する横割制は、一般教育がより初歩的・入門的な、より低次の教育であるかのような錯覚を教官にも学生にも生ぜしめる傾向のあることも否定できない。

もちろん横割制には、a) 進学決定までにかかなりの時間的余裕があり、学生が自分の進路につき考慮するための期間をもちうること、b) あまりに早い専門化の弊害をさけうること、c) 文科各類、理科各類間、ないし文理科間の学生の自由な相互交流が可能である、等々といった利点をもつことは事実であるが、《総合的な人間中心の教育》としての一般教育を、大学教育の中に有効に位置づけるためには、なおつぎのような諸点について十分な検討を加え、これまでの一括別置方式以外に、方法上さまざまな工夫をする必要がある。

- (1) 一般教育はかならずしも“一般教育向”の講義によってのみ与えられるとはかぎらない。たとえば学生が自分の専門外の専門の講義を聴講することによっても一般教育の目的を達成しうる場合もある。その点の検討なしに“一般教育向”の講義のみが教養課程を形成するように考えられてきたのではないか。
- (2) 広い視野を学生に与える講義は、たとえば、同一の問題を異なった専門家が異なったアプローチから分析するといった方法を活用することによって達成できる場合もある。しかし一般教育がこれまで駒場に閉じこめられてきた結果、こういう工夫が十分おこなわれず、一般教育の講義が専門科目の入門ないし初歩に終り、総合的な学問的ヴィジョンを与えるのには程遠かった場合があったのではないか。
- (3) 教養課程の学生には、中心となる学問ないし関心が与えられていないために、総合性を目ざした教育が、かえって断片的な知識の吸収に止まる結果を生んではいなかったか。
- (4) 一般教育と専門教育との間の連絡調整が十分におこなわれ難いために、しばしば大学4年（ないし6年）間の講義に重複反覆が生じていたのではないか。
- (5) 外国語教育のように、人文的な教養の面と技術的な手段の習得の面とをあわせもつ科目が、一般教育のなかに安易に組み込まれているために、教育方法上の工夫がおろそかになっていたのではないか。

要するに、本懇談会としては、東大における一般教育が必要不可欠であることを認めたくえ、しかも現状には制度上でも、方法上でも改革の必要があるという結論に達した。

二、現行制度の問題点

以上のような基本的な問題のほか、より具体的には、現行の横割制度はつぎのような問題に直面している。

- (1) 駒場側のかかえている問題

- a) 学部のマンモス化, 学生数の過多 } →
- b) 前期2年の全学生を抱えている困難さ }

学生管理の困難性, 教職員の不足,
小人数教育の実施不能

- c) 主として講座制, 学科目制という制度上の問題に由来する研究上, 教育上の格差の問題——ただしこのことは講座制を全面的に実施するべきだという要求ではなく, 講座制, 学科目制にとらわれることなく, 研究と教育の必要に応じて, 予算や定員(教官・職員)が全学的な視野に立って(したがって研究所もふくめて)配分されることが望ましいという趣旨である。
- d) カリキュラムその他について本郷9学部からの要求にいかに対応するか。その場合とくに困難なのは, それぞれの学部の要求の多様性ということである*。

これまで, このような多様な要求を受けとめ, いかに対応するかが教養学部の大きな問題となっていた。

(2) 本郷側からみた問題

- a) 教養課程と専門課程とのあいだに断絶感があり, 教育に一貫性がたもてない。また本郷と駒場の連絡調整も円滑にいかないが, それはたんにキャンパスが異なるためだけでなく, 制度上の問題でもある。
- b) ますます高度化し複雑化する専門の学問技術をかざられた時間内で教授することの困難さの増大——専門教育のための時間の不足。
- c) 各学部ごとに異なる一般教育にたいする要求を満しえないこと。

* 紛争前の段階で本郷9学部がもっていた要求はほぼつぎのように多様化していたと思われる。

- J: 教養2年+専門3年という形で5年制をとる。
- E: いわゆる阿部私案Aに近い“くさび型”。
- L: 大学院中心の考え方が強いが, 学部段階では, Liberal Arts College 的なものに協力する。
- P: 学部段階では Liberal Arts 的なものを重視(?)
- T: 4年一貫教育の要求が強く, 1年生からの一貫教育を自学部でおこなうという意味もある。
- S: 4年一貫教育の要求が強い。その場合, 学部4年間を一貫して本郷もしくは駒場でおこなうか, あるいは本郷, 駒場に別々に理学部をおき, それぞれに特徴をもたせるかを工夫する。
- M: 2年+4年の医進コース。
- A: 学科別までを考慮した完全縦割制。
- φ: 早期専門化をさけ, 横割りの一般教育を重視する。

ただし, この紛争を経過したことによって, どのような変化が生じたかは明らかではない。

三, 改革のための前提と方向

以上のような基本的ならびに当面する問題をできるかぎり解消しようとする改革を考えることが必要であるが, 長期的な改革の方向をも考慮しつつ, 当面以下のような前提と方向で, 暫定的な改革を考えることとする。

(1) 前提と方針:

- a) 駒場を東大とは別の大学とする完全独立案は当面考えない。
- b) 学生定員の大幅削減は困難であるが, 大学院の定員を増加させるのとふりかえに, ある程度学部定員を削減すべく努力する。
- c) 現に本郷と駒場との間にある研究上, 教育上の格差を可及的に速かに解消する工夫をする。
- d) 一般教育を駒場の教官にのみ委ねるのではなく, 原則として全学部の教官が(必要に応じて研究所教官も)一般教育に参加する。
- e) この改革はあくまで短期の暫定的なものとし, 将来は一層徹底した改革を遂行する。とくに教養学部の手直しだけで問題が解決すると考えてはならず, 専門学部の再編, 改革がこれにつづかなければならない。
- f) 以上の前提のもとに4年ないし大学院もふくめて6年間の一貫教育の努力を強化する方針をとる。

(2) 方向:

ここ2~3年のうちに実施にうつす第1段階と, 長期的改革への過渡をなす第2段階とが考えられるが, 第2段階については, なお検討の余地が大きいので, 当面第1段階を具体的に考え, 第2段階については, 考えうるいくつかの方向をしめすにとどめる。

第1段階の基本的な方向はつぎのとおりである。

- a) 一般教育を前半に集中することをあらため, 原則として2~4年次にも“くさび型”に組み入れる。
- b) 教養学部教官集団(faculty)は当面そのままとするが, つぎのような形で他学部との交流を拡大する。すなわち, 教養学部教官は, 駒場で一貫しておこなわれる教養学科, 基礎科学科および「第3学科」(その内容については検討の要がある)のほか, 自学部および他学部の一般教育を担当し, また必要に応じて他学部の専門教育にも参加する。他方, 専門学部教官は, 自学部の一般教育のほか, 教養学部ならびに他学部の一般教育にも必要に応じて参加する。
- c) 外国語および体育については, できるかぎり早

く、言語文化研究所（仮称）および体育研究センター（仮称）を設け、全学的に語学ならびに体育の教育の一元化をはかる。そのさいには、教養学部
の教官団は、上記3学科および2研究施設にそれぞれ分属する形になる。ただし、この間に各学部間の教官の再配置が考えられるべきであろう。

- d) 一般教育についての全学的な管理体制をととのえる。

II 具体的改革案

一、この改革案は現在の10学部と現行の4年制（医学部のみ6年制）とを一応の前提として、教養学部と他学部との関係を中心課題として作成されたものである。したがってそれは、将来より根本的な改革がおこなわれることを展望しつつ、それまでの暫定的なものとして考えられている。

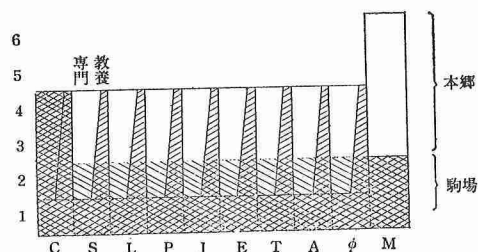
二、教養学部と専門課程

教養学部は「教養学科」「基礎科学科」のほか「第3学科」、言語文化研究所（併任）、体育研究センター等の教官団からなる東大の独立した一学部とする。

これらの専門課程その他は後述する教養課程と有機的連関をもつとともに一貫した4年制教育の柱となる。現在の教養学部教官集団は、後述する再編成にともない、人数、構成に変動を生ずるが、将来はすべて上記の専門学科その他のいずれかに所属する。

三、東大の教養課程と教養学部

- (1) 教養学部はみずからも含めて東大全体の教養課程の主たる担当者となる。
- (2) これまでの2年間の一括別置方式をあらため、1年間だけ集中的に教養課程をおこなったのち、2年次以降はいわゆる“くさび型”とする。この場合、
 - a) 学生を、入学時に各学部割（一部学科割まで含む）でとるか、1年次はほぼ現行に近い形であり、2年次でふりわけるか、
 - b) 学部割もしくはそれに近い形でとった場合、将来の転学部を、いつ、どう
いう方法で、どの程度にみとめるか、
 - c) 教養学科等に進学する学生をのぞき、学生をいつ（2年次開始期か3年次開始期か）本郷キャンパスに移すか、
 - d) 学生の管理の責任をどの学部が負うか等の検討が必要となる。
- (3) “くさび型”の型は、各学部の多様な要求に応じて種々のヴァリエーションを考えうるが、当面つぎのような型が実現しやすい（図1参照）。すなわち“医進コース”を別として、他の9学部については2年次以降をすべて“くさび型”とし、この“くさび”の内容を学部ごとにある程度変化させる。この



場合、当面は2年次までを駒場で、3年次以降を本郷でということになるが、2年次以降専門科目は本郷で、教養科目は駒場でおこなう方法、および反対に教養科目をも本郷でおこなう方法もありうる。

四、実施のために必要な措置

さきにIの三で述べた前提条件を完全に充すほかに、つぎの諸点の工夫が必要である。

- (1) カリキュラムの編成のため、教養学部と他学部との協力体制をつくること。
- (2) 各学部教官が1年次から、とくにゼミナル担当のような形で一般教育に参加すること。
- (3) 本郷キャンパスでの一般教育実施について、教養学部教官の出張講義のほか、本郷各学部の教官が他学部にも協力すること。したがって本郷各学部の学年歴、授業時間の区切り方等を統一することとともに、各学部の講義題目を全学的に周知せしめる措置をとること。
- (4) 語学、一般教育を駒場でおこなう場合には、特定の曜日、時間をそれにふりあてるようカリキュラム編成をおこなうこと。

III 第2段階についての構想

一、やや長期的にみた場合、東大の研究教育体制がどのような姿になるかについては、まだ十分に具体的な像がつけられているとはいえない。前記改革準備調査会では、幾つかの専門課程をともなった大きなカレッジをつくる案や、「ゆるい縦割」案等が考えられているが、いずれにせよこれまでの学部の枠を大幅にとり払い、専門に偏しない教育を学部一般学生にたいして与えることを目指している。また教養学部第九委員会の試案Ⅱも、すくなくとも駒場を中心としてカレッジないし一般課程学部 (Faculty of Arts & Sciences) をつくることを考えている。

この後者のばあい、本郷をも同様にカレッジに再編成する方法もあるし、本郷には専門課程と大学院のみをおく方法もありうるが、いずれにせよ、準備調査会案に接続しうる性質もっている。

もちろんそのほか駒場に研究所、大学院を集中し、学

部は(どのような形のものにしても)本郷に集中する案、大学院・研究所および一部の学部(たとえば比較的独立した教育体系をもつ医学部)を別のキャンパスに移す案等も考えられないではない。

二 そういう長期的な構想がどのように固まるにしても、そこにいたるまでの過渡期として、上記の改革案につづく第2段階の改革案を考えておく必要がある。その点でさしあたり検討に値するのは、つぎのような諸改革であろう。

- (1) 文学部・理学部(教育学部を一部ふくむことも考えられる)の全部もしくは一部が駒場に移転し、教養学部とならんで将来 Faculty of Arts & Sciences を形成する母胎となる案
- (2) 教育学部を人間関係学部(仮称)に再編成し、人類学、人文地理、心理学等と統合する案
- (3) 工学部を専門分野別に分け、理学部、農学部、薬学部等とあわせて数個の学部にも再編成する案
- (4) Law School, Business School を別だてにし、社会科学部(政治、経済、社会、農経等)を統合する案

理学部会合日誌

- 6月1日(日)
- 2日(月) 大多数の学科で学部4年夏学期授業開始、理学系専門課程主任会議(16時~17時半)
- 3日(火) 理系予備折衝(第2回)
- 4日(水) 会計委員会(10時~12時半); 教官懇談会(13時~16時)於化学新館会議室
- 5日(木)
- 6日(金)
- 7日(土) 理学部2号館講堂にて文学部討論集会(14時~17時半)
- 8日(日)
- 9日(月) 教養連絡委員会(於農学部); 理系予備折衝(第3回)
- 10日(火) 理系奨学委員会(14時~15時)
- 11日(水) 人事委員会(10時~12時); 理系研究科委員会(14時~17時); 理系交渉予備折衝、学部長学部自治会代表と懇談(17時半~20時)
- 12日(木)
- 13日(金) 教養学部連絡委員会(10時~12時); 1号館運営委(10時半~12時); 理系

- 交渉(16時~19時半)於化学講堂
- 14日(土) 教官懇談会(10時~12時半); 総合計画委員会(12時半~15時)於化学新館会議室
- 15日(日)
- 16日(月) 会計委員会(12時~14時); 院生大会(15時~20時)於化学講堂; 学生大会(16時~23時)於2号館講堂
- 17日(火)
- 18日(水) 定例教授会(13時~17時)於化学講堂
- 19日(木) 各号館運営委員連絡会(11時~12時20分)
- 20日(金) 理系院生スト
- 21日(土) 教室主任会議(10時~12時半)
- 22日(日)
- 23日(月) 総合計画委員会と幹事会懇談会(15時~19時40分)於化学新館会議室
- 24日(火)
- 25日(水)
- 26日(木) 教官懇談会(14時~16時、向坊教授を迎えて教養課程と理学部との関係についての討論)於化学新館会議室
- 27日(金)
- 28日(土) 学部長海外出張(7月7日まで)、学部長事務代理は大木教授
- 29日(日)
- 30日(月) 学生大会(16時~)於2号館講堂

教授会メモ

6月18日(水) 定例教授会
(13~17時, 於化学講堂)

議 題

1. 前回議事承認
2. 研究生に関する件
3. 教職員免許状取得に関する専門科目の単位認定の件
末元教授より、免許取得希望者に便宜をはからうよう各専門科目の単位認定に変更を加える希望が紹介され承認された。
4. 三年次成績の報告
育英会奨学金などの都合により6月末日までに学部三年次の成績を報告する必要があるため、学生が困らぬよう配慮することになった。また各科目の不

合格者に対する追試験はなるべく早く行なうよう要望があった。

5. 三年次向けの講義に対する四年次学生の聴講希望について

学部長と学部自治会との話しあいで、5名以上の希望者がある場合に考慮しようとの申し合わせになっており、学生からの希望がある程度よせられていることが紹介され、なるべく希望に添えるよう考慮することになった。

6. 教養学部連絡委員報告

最近教養学部で進学希望を再確認したところ、理学部志望者は定員を超えているとのことである。進学者振りわけは7月4日に行なわれる予定。教養学部では7月7日より第4学期が始まり、途中8月3日～31日の間夏季休暇があつて11月15日に終り、11月29日に進学最終決定があつて12月1日から学部第三学年に進学という予定になっている。このような事情で、駒場からの進学予定者内定がすむまで、転学部・転学科・学士入学の希望者の決定は待った方がよいとの発言があつた。

7. 委員の交代について

大学改革準備調査会本委員に島内教授(化学)が任命された。委員交代については別掲

8. 学部長会議・評議会関係の報告

学部長から最近の学内諸情勢(理系院生との集会、医学部授業再開、病院改革案が考えられつつあること、文学部集会のときのことなど)の紹介があつた。本学の助手が他大学の非常勤講師になる例が多くあるが、東大内部では他学部同志の間ではある程度可能と認めることになった。その場合、助手は、原則として学位を持っており、助手勤務1年以上あればよいとの申し合わせができた。

藤田・森野・前川各退官教授には名誉教授の称号が贈られることになり、吉田教授については別個に取り扱われることになった。

9. 「大学の運営に関する臨時措置法案」について

東京大学の名でいわゆる大学立法に対する見解を出した経緯について学部長の説明があり、理学部教授会としてもそれを支持した。なお法案自体の内容と共に、53%の国民が大学措置法は必要であると考えているのに大学はなぜ反対せざるを得なかったかをもっとはっきりPRして欲しいとの意見が出された。

10. 会計委員会報告

齋藤委員長が、本年度はまだ校費配分が示されて

いないが、夏前に配分方針を議論しておき、従来の方式を若干改良したいと考えてであると述べ、細かいことは教室主任会議にはかかることとした。

11. 昭和45年度概算要求に関する件

先回の教授会以降に取り扱った事柄について齋藤委員長の報告があつた。

12. 総合計画委員会報告

教養学部問題懇談会の中間報告、理学部教官懇談会での議論で全学的に発言せねばならないところの「理学部の特殊性」について、近々理学部広報に報告をのせることにしている。(本号11～15頁所載)

13. 教養課程の改革等に関する問題

幹事が問題点を整理して、総合計画委員会が中心となって意見をまとめることにした。

14. その他

6月28日～7月8日の間学部長が海外出張されるので、その間は木村評議員が部長代理をつとめることになった。

委員交代

全学学生委員: 藤原教授(化学)から小柴助教授(物理)に交代

学生生活実態調査委員: 久保教授(物理)から浜口教授(化学)に

大学院連絡委員: 植村教授(物理, 教物系担当)

島村教授(化学, 化学系担当)

木下教授(動物, 生物系担当)

理学部新学生委員: 鈴木教授(物理), 渡辺仁助教授(人類), 柳井助教授(地物), 岩堀教授(数学)

教官懇談会メモ

理学部教授会では、6月4日、6月14日、6月26日に大学改革とくに理学部のあり方と教養課程などの問題を中心にして教官懇談会を開いた。ここで出された意見のうち、あるものは理学部総合計画委員会資料として発表されてもいます。本号にも総合計画委員会資料 No. 2 が掲載されています。ここでは上記会合の簡単なメモを記すことにします。

6月4日教官懇談会のまとめ

当日は幹事会がとりまとめた問題点を紹介し、それを

きっかけに討論を行なった。

1. 管理・運営について指摘された問題

(a) 理学部は Federation としての総合大学の中の一学部であることをのぞむ意見が強い。

(b) 管理・運営の組織が教育・研究の組織から分離する方がよからうとの意見に傾いている。

2. 教育体制についての問題点

(a) 大学院に主体を置きたいという考えは共通してあるが、小さい足としての学部を置くのがよいか、学部を切りはなすのがよいかについては意見がわかれている。

(b) 入試については、昭和 45 年度から理学部進志望者のための理科四類をつくることには賛成のようであるが、理学部教官は新入生の基礎教育の負担をになう覚悟があるかどうかははっきりしない。入試の方法についても理学部独自にするかどうか問題が残った。また理学部独自の考えを理科四類にもりこむ場合に、東京大学全体のプランに組みこめるかどうかについても問題が残った。

3. 研究体制について

議論はまともな方向に進むまでには至らなかった。

6 月 14 日教官懇談会のまとめ

1. 教養学部第九委員会案についての評価

この案に対しては理学部教官は比較的冷やかな反応しか示さないようである。一般教養課程をよいものにしたという駒場の立場からすれば当然の要求ではあろうが、この案ではそのために現在の理学部教官の負担をますことを仮定している。理学部教官としては、むしろ大学院課程をよりよいものにしたので、その立場からの案を立てたいという考えが強く出た。

2. 理科四類をつくることの是非

理四をつくることには異存はないが、漠然とした期待はあってもどの程度こちらで考えている一貫教育ができるのか、またどのような負担が生じるのかつかめないで、議論が具体的にはならなかった。(この点が教養学部教官の反発を買う一原因であるかも知れない。)

3. 理学部の将来像について

研究のレベルを高く保つためには、学部教育・大学院教育がそれぞれ何を指す教育であるのかをはっきりさせたい。たとえば理学部教育は高等普通教育とわり切り、理学系大学院教育は研究者の養成を目的とし

て研究所の色彩を強く出すなど。しかし細い足をつけた大学院大学構想にもまだ強い未練がある。

理学部のスタッフは研究を主体とした組織に所属して研究しており、教育のためにはそのカリキュラムに応じて割当てがあつて別に組織されると考えればこの問題は考えやすくなるとの発言があつた(改革準備調査会の試案)。その他たくさんの傾聴すべき意見が出された。

6 月 26 日教官懇談会メモ

この日には教養学部問題懇談会の委員をされておられる向坊工学部教授においていただき、主として本郷各学部と教養学部との関係について懇談が行なわれた。久保理学部長の挨拶のあと、向坊教授が教養学部問題懇談会の中間報告が出された経過およびその趣旨を説明された。教養学部問題懇談会が発足したときに教養側の態度としてはっきりしたことは

1. 教育・研究・人員などの面で本郷と駒場の格差が解消する方向にすすむものでなければならない。

2. 大学改革に際して教養だけがいじられて他学部が元通りであつてはならない。

との点であつたとのことである。中間報告は討論の叩き台として出されたものであるから大いに各学部で検討して欲しく、今年の秋から発足することが期待されている大学改革委員会の一部が教養学部のことを考えるに当つて大いに参考となる意見を出しておいて欲しいと述べられた。

出席各教官からはいろいろな意見が出された。主なものはこの中間報告が教養学部第九委員会案に非常に近い形で出されているが、教養学部第九委員会案がかなり良い案と思われては困るとの意見であつた。また教養学部では基礎教育と教養教育とを峻別しているがそこに決定的な差違があるかどうかについては、問題があるということであつた。また教養学部の立場は現状では他学部の教育の下請けの立場であるので、依託加工だけするような学部を大学に置くことに無理があり、同格なグループの中で基礎教育の職務を分担するような方式にしないと教養学部教官の不満は解消しないであろうとの意見が多く、多くの教官の共感をよんだ。

なお理学部では 7 月 3 日に教養学部教官との懇談会を計画している。

6.13 理系院生との討論ならびに 交渉の経過・議題・討論要旨

かねてから理学系院生自治会から理学部長に対して「系団交」を開いて欲しいとの要求があり、これについて数回の予備折衝が開かれた。院生自治会が要求していたことは

1. 政府自民党の大学立法・中教審答申に対して理学部教授会は反対声明を出して欲しい。
2. 東京大学全学大学院生協議会をただちに公認するために理学部教授会は努力すること
3. 全国大学院生の統一要求を支持して、その実現に努力すること
4. 各専門課程での民主化要求に教官は誠実に答えよとの四項目である。

度重なる予備折衝の結果、上記4項目のうち第1項は切りはなして理学部長と自治会代表との話しあいの対象とし、第2~4項は理学系研究科委員会代表と自治会代表との話しあいの対象とすることにし、そのための集会は教官・大学院生には公開することとなった。論議の結果交渉の題目となりうるものがあれば、それについてあらためて交渉を行なうという立場を明らかにした上で自治会の申入れに応じた。6月13日(金)午後4時から化学大講堂で、第1項について6時すぎまで、引続き第2~4項目について7時半頃まで討論が行なわれた。

集会は議長に飯田(教官側)、榊原(院生側)、

教官側出席者: 久保, 西川, 竹内, 稲本, 丸尾, 寺山, 吉川, 石黒, 山下; 岩堀, 鈴木(秀), 渡辺(仁), 田村, 山田; 小柴; 佐々木, 木村(俊), 中川, 堀, 和田(靖), 佐藤(正), 木下(清)

大学院生出席者は執行部役員ほか各課程院生総計約80名(最盛時)であり、討論は秩序よく行なわれた。

なお理学系大学院生自治会の執行部は5月下旬以降次のように改選されている。

委員長: 鈴木 勝久(地物 D1)
副委員長: 河名 俊男(地理 D1)
東院協委員: 河野 光雄(相関 M1)
 小池 達郎(生化 M2)
会 計: 渡辺 洵(地質 M2)

議 題

- 一. 政府自民党の大学立法, 中教審答申に対して理学部教授会は反対声明を出せ(教授会声明, 共同声明)

- 一. 東院協公認のため, 理学部教授会は努力せよ

- 一. 全院協の統一要求, 即ち

1. 大学院大学創設反対, 大学院生に対する格差分断政策反対
2. 奨学金三原則(全員一律, 無条件給与, 大幅増額)即時実施
3. 国公立大学院の「授業料」値上げ反対, 「授業料」を撤廃せよ
4. 私学に対する国庫補助を無条件で大幅増額せよ
5. 希望者全員の入れる院生寮を建設せよ, 学内保育所を設置せよ
6. 研究災害補償制度を確立せよ
7. 研究旅費を支給せよ
8. 大学財政の公開
9. 文教予算を大幅に増額せよ, 全ての大学の大学院予算を独立化, 拡充せよ
10. 大学教職員を大幅に増員せよ, 全ての院生の就職を保障せよ。

を支持し, その実現の為努力せよ。その一步として文部省交渉の紹介状をかけ

- 一. 各専門課程での民主化要求に誠実に答えよ

第1項目に関する討論

院生より

1. 政府の貧困な文教政策の指摘
2. 法案反対に対して, 強力に広範囲な団結が必要で, 教官と学生と一緒に反対声明を出したいとの要求
3. 全共闘に対して毅然たる態度をとれとの要求

などがあつた。また紛争の要因, 政府政策の貧困などについて院生と教官とは多くの一致点があることを強調し, また立法反対, 阻止の点でも一致しているので, この際共同声明を出すことを要求した。また具体的に理教授会はいかなる態度をとるか, について質問があつた。学部長よりの返答の要旨は次の通りであつた。

院生から理教授会に声明を出せというのは要求すべき筋合いでないこと, 声明を出すことは自主的にきめるべきである

と強調した。

大学としては, 評議会の見解を發表したし, 総長の見解もすでに前に出されている。理学部教授会でも18日の定例教授会で“見解”について検討し, 必要あればそれを“支持する”という表明が出されるかもしれない。各教官が職責を全うし, 責任に応じて改革を進めてゆくことこそ, 国民にアピールする, 立法に対する正しい反対の仕方である。

などのことが述べられた。

院生は重ねて、教官と院生との間の一致点について、確認を要求し、立法に対して実際に対処する第一歩は共同声明であると主張した。

学部長より

院生自治会の方でも評議会の“見解”を検討し、これを支持することをきめればよい。教授会側でも、“見解”を支持することを確認し、声明を出すということについて教授会で一致があれば、声明を出すかもしれないが、部長個人できめられることではないと述べられた。

院生より重ねて、共に反対行動をとりたいこと、また「法案阻止のため最大の努力するか」などについて質問があった。

この件に関する要約：

「政府の貧困な文教政策が現在起こっている“大学紛争”の一つの大きな要因である。しかるに政府はこの問題にいかに対処するかを明らかにしないまま、“大学紛争”を“收拾”しようとしており、これは大学自治を危うくするものであり、自主解決とは相容れないものである。本法案の立法化に反対し阻止するため、それぞれが最大限努力する」

以上の点に関して、理学部長と理系代表団の間の討議で理学部長の発言があった。

第2項目～第4項目に関する討論

議題2（東院協公認問題）

院生側は全院生の意志をまとめるためにまず全学的組織が必要であると主張し、学術会議もこの問題については規約を重視すべきでないと指摘していることなどをあげた。

系委員会としては東院協が名実ともに備われば公認するにやぶさかでないが現状は不十分と考えること答えた。

議題3（全院協の統一要求）

院生側は大学院生とは「新しい型の研究者」であるというフィロソフィーからすれば全院協の10項目の要求は当然のものであるとし、この問題について文部省大学学術局長に院生の代表が面会するための理学部長の紹介状が欲しいと述べた。

系委員会はこの項目のすべてを一括して支持することはできぬと答え、各項目別に意見を述べた後、これを次のように文書にして表明した。

1. 大学院大学、格差の件：不賛成（文意不明確につき）

2. 奨学金の件：奨学金の大幅増額は必要
 3. 授業料の件：保留
 4. 私学への国庫補助の件：私学に対する国庫補助は大幅に増額する必要がある。
 5. 院生寮、保育所の件：院生寮の建設は望ましい。保育所も望ましい。
 6. 災害補償の件：研究災害補償制度は必要である。
 7. 研究旅費の件：大学院学生の野外実習旅費などは必要である。
 8. 財政公開の件：大学財政の大綱を公表するのはよい。
 9. 文教予算の件：文教予算の大幅な増額が必要である。大学院の財政的基礎を確立する必要がある。
 10. 教職員増員、就職保障の件：保留
- 以上は理学系研究科委員長の個人的意見である。

この際系委員長から討論の内容を発表する際には十分注意して部分的にぬきだして全体の考えをまげることのないよう注意があり、また単なるスローガンの内容の検討をぬきにして支持はできないこともつけ加えられた。

紹介状については、系委員長は改めて学生委員を通じて申入れるよう答えた。

議題4（専門課程の民主化）

「各専門課程の自治会を認めて交渉権をもたせよ」というのが具体的に院生から出された要求であり、各号館の運営委員会に院生を加えて欲しいという希望も述べられた。

系委員長は各課程では従来も院生の組織に誠実に応えている筈であるが、この問題は各課程で自主的に進めて欲しいこと、建物については最終的には理学部長が責任をもつが、これも具体には各号館で考えて欲しいと答えられた。

理学部総合計画委員会 資料 No. 2

昭和44年6月27日
理学部総合計画委員会

現在、東京大学の教育制度改革の具体的方策が各方面から提案されているが、いたずらに東京大学の将来の教育制度の全学的図式を書き並べるよりは、われわれは次のような手づきを取ることが望ましいものとする。

1. まず各学部は、それぞれ、各自の学部がその存在意義として保つべき条件を明らかにして、それを提出すること。

2. 各学部が、それぞれの特色を発揮できるように、
全学を統一するための形式化や理念の上の画一化を
避けること。

3. 制度改革の進行は、5年ないし10年程度の計画
をたて、つねに弾力性を保ちつつ実験的過程を積み
重ねていくこと。

ここにわれわれは、理学部が自ら存在する意義を明ら
かにし、その条件を提出する。

大学のなかにおける理学部

いうまでもなく大学は文明社会における知的活動の中
心であり、知識の継承・開発(研究)、伝達(教育)なら
びにその応用(社会性)に関する機能を合わせて要求さ
れる。大学はもとよりそれ自体が存在しうるものではな
く、国家や社会が大学の機能に対して期待し、その存在
を許容するということにより、歴史的に発達してきたも
のである。日本における発達の過程は欧米の場合と異な
ることはいうまでもない。明治の初期における指導者は
学問の意義と価値について「学問は身を立つるの財」と
してこれを奨励した。当時においては学問をすることは
出世につながり、大学教育は「社会階層上昇化」の役割
を果たした点も指摘されよう。このような事情のもとで、
特に「法科」や「医科」を中心として国立大学(東大)
の地位が築かれ、それと同時に学歴偏重や大学の権威主
義等の弊を生じたといっても過言ではなからう。

国家社会の発達に伴って大学に対する要請は変化する
ものであるし、また學術の進歩に従って大学の知的活動
は当然拡大される。大学は科学自体に基づく要求に応え
なければならない。社会的要請(常識)と科学的認識の
一致は常に必ずしも期待できないが、その調和が著しく
破れるとき大学は苦境に立つ。日本の近代化の過程にお
いて、「工科」は順調に生育をとげたが、「社会学科」は
批判者としての立場をとりつつ、社会との緊張関係にお
いてその本来の役割を果たしてきた。

これに対し、「理科」は直接社会的価値の追求とは縁
のうすいものと考えられていたので、社会的要請に基づ
くというよりも、むしろ学問それ自身を尊重するという
意味で国家がそれを庇護してきたというべきであろう。
その点では「文科」と共通するところが多いが、しかし
わが国においては古来「文学」が教養の学として評価さ
れていたのに対して「理学」はそのような一般性をもっ
ていたわけではない。これは欧米とは異なるところで、
日本の文化的風土に基づく特徴ともいえる。

「理科」が社会的にも真剣に評価されるようになった

のは、高度の科学技術の時代に直面して日本が先進国の
一員として新しく「科学的文化」の問題に立ち向かう必
要にせまられるに至ってからのことである。「理学」に
対する社会的要請(国家の庇護ではなく)や、社会に
対する責任が自覚されるようになったのは全くこのよう
な新しい時代的背景のもとであって、大学百年の歴史に
おいて直接今日につながる部分である。大学における
「理学」の在り方は現代の問題として新たに登場したも
のであって、大学の制度改革の要求のなかの重要なモチ
ーフであることを見逃してはならない。

いうまでもなく、今日の自然科学の進歩の特徴は急速
に発達する研究の高度化と巨大化にみられる。科学の進
歩は当然「分化」の道程をたどりつつ、その各々が巨大
化する。巨大化とは単に個々の研究対象(宇宙科学や高
エネルギー科学のごとき)の大きさのみを指すものでは
なく、研究の組織化と連帯性(国際的)の規模について
もみられる。事実、細分化と巨大化は際限なく進行す
るかにみえ、その行方や進化の法則を知ることは現在極
めて困難である。この傾向は独り「自然学」だけのもの
ではなく「人文学」についても同様であるといえるかもし
れない。しかし、その傾向に格段の差があることは一般
に認められるであろう。

そもそも総合大学においては、その理念として、知的
活動に関する調和ある統一性が期待されている。またそ
のような期待を達成する探究の過程こそが総合大学にお
いて営まれるものであろう。その原則を否定するものでは
ないが、今日の総合大学における各学部、専門分野の
目的、性格、機能に関しては、歴史的にも、社会的要請
の面からも、科学自体の進歩に基づく内面的要請からも、
これを同一に論ずることは甚だ困難なことも事実である。
それは「人文学」と「自然学」の間で特に著しい。大
学の制度改革に当っては、この点について特別の注意
を払い、画一的な改革をはかるべきではない。

理学部の条件

理学部総合計画委員会は、東京大学のなかにおける「理
学部」の在り方に関して、数年以前から討議してきた。
それらの内容は物理学教室将来計画委員会報告、理学部
将来計画委員会報告(39年)、理学系研究科の現状と問題
点(42年)、などに報告されている。それらの討議およ
び、その後の経過において明らかにされた事がらや問題
点のうちで、現在の大学制度改革の進行に直接関連する
と思われるものを以下 I, II, III, IV に分けて要約す
る。

I. 理学部の目的と性格

(1) 理学は自然に関する真理を追求することを目的とする。理学部に期待される機能は、現存の専門学科をそれぞれ発展させると同時に、また、つねに新しく研究分野を開拓することである。理学の新研究分野は、異なる専門分科の協力により、その境界領域に拓かれることが多い。理学は、通常数学、物理学、化学、生物学、地学などに分けられるが、全学的にこれらの分科において学部の再編成を行なうよりも、「理学部」として統一し、それらの有機的な結合をはかることが望ましい。理学の進歩は、一面その専門の分化をおし進めるが、同時に研究方法の共通性が強められることによって、理学部全体として統一的な体系の成立が可能となる方向に進んでいる。この観点から「理学部」は各学科間の内面的関連および連帯性を強化し、新しい学問の温床としてつねにその再生産をはかることを期すべきである。

(2) 理学は自然科学の中核として工学、医学、薬学、農学などの応用諸科学の発展を支えるものであり、また一方応用諸科学の進歩が理学の発展の契機となっている。理学部と応用諸科学に関する各学部との緊密な連帯は、研究の面からも、教育の面からも極めて望ましいことである。

(3) 理学の研究に関しては、日本の社会に個有な条件というものは一般的に存在しない。すなわち、理学の研究はつねに世界全般に共通な立場で行なわれる。従って、国際的評価に耐えるものでなくては理学の研究成果に値しない。理学部の研究活動もまた、つねに世界共通の高いレベルに保持されていなければならない。

(4) 理学に関する大学教育の目的は、大別して次のような人材を養成することにあるといえよう。

- a) 世界的水準において第一線の開拓的研究を行なう研究者。その多くは大学や高等研究所など純学術機関のスタッフとなることが期待される。
- b) 産業界の要請や、諸研究機関、調査機関などからの需要に応ずる創意ある研究者、および技術者。
- c) 指導的教育者、および社会の諸方面において理学的教養をもって活動する人材。

理学部の特質からいえば、特に(a)、(b)のすぐれた人材養成が期待されているが、そのためには大学院段階の教育にまつ面が多い。社会的要請もまたこのことを示している。理学部では現在学部学生450名に対して大学院生は約800名であるが、産業界からも修士以上の大学院教育を受けた者に対する要望が年々増加して、学部卒業生に対する要望を上回る傾向にある。また一方、科学文化の浸透とともに一般社会において理学的教養をもつ

(c)の人材に対する需要も漸次増しつつある。

(5) 以上述べたように研究、教育の両面からみて、理学部が真にその目的を遂行するためには、現在の大学院段階の機能を中心として充実する必要があるとの見解をもつに至った。すなわち「理学部」は大学院を主体とする制度が望まれることが結論される。

II. 大学院を主体とする「理学部」

大学院を中心とする「理学部」の形態については次のようないくつかの方策が考えられる。

- (A) 現在のように“学部”を中心とし、これに大学院が依存するのではなくて、大学院を主体とし、その下に個有の学部教育課程(UG)をもつ。UGの規模は大学院の研究教育活動を妨げることのない程度にとどめる。
- (B) 現在の理学部は大学院のみとして、個有なUGはもたない。
- (C) 現在の理学部はUGのみとして、個有な大学院はもたず、大学院は別に新しく設ける。
- (D) 現在の理学部の制度は保持し、その大学院を格段と充実強化する。

これらのなかで、理学部教授会メンバーから最も多くの賛同を得ているものは(A)であるが、他の三つも、それぞれの根拠をもって主張されている。それらの対立点は主としてUG教育のありかた、大学院とUGとの連続性の評価の違いに見られるが、以下に(A)~(B)に関して主張される主要なものを述べる。

まず、(A)を支持する根拠として次の諸点が挙げられる。

(A₁) 現在の理学部のUG教育は数十年間にわたって培われた伝統の上に立つものであって、これを放棄した場合容易にこのレベルまで再建できるものではない。この歴史的伝統は今後も守られねばならない。

(A₂) 専門的研究者の養成は、より若い学生を対象として、その専門への興味形成される段階から出発することが望ましい。

(A₃) 日本人の知的早熟性の傾向より見て、早期専門教育の意義は重視されなければならない。この観点からも大学院教育とUG教育との強い関連が保たれることが望ましく、そのためには個有のUGを持つ必要がある。

(A₄) 大学教育の大衆化が進行し、一般的にはUG教育水準は低下する傾向のあることは否定できない。理学教育もその例外ではない。しかし大学教育

の中核は一般的にはUG教育にある。特に理学教育では少数精鋭の研究者の養成も重視する必要がある。新しい「理学部」が大学院中心に偏して、UGの教育を全く無視することはできない。

上記の(A)に対し、(B)では「固有の学部をもたない」理由として次のように主張する。ただし(B)でもUG教育の重要性を全く無視するのではなく、東京大学の一部においてA(1, 2, 3)の点を十分に考慮したUG教育が行なわれることを期待しているのである。

(B₁) 大学院はUGと切り離して独立のものとし、それ自身の研究と研究者養成に専念すべきであり、UG(4年)と大学院(5年)を一貫したものとすると、教官にとってもその負担は過重であり、またその時期は学生にとって長すぎて教育上マイナスの面が少なくない。

(B₂) A₁に述べられている理学部の歴史的伝統は、大学院に改変された後にも、新しい大学教育の中にも受けつぐことができる。

(A), (B) いずれをとるにせよ大学院中心の方策をとる場合に、次の点を見のがしてはならない。

(i) 現在の大学院制度は、学部の組織、教官、施設、設備に依存している。学部依存することなく、独立に大学院を設けるときには、その「理学部」の内容を考えると、当然現在の内部構造の改革が期待されている。また、これに依存して設けられるUG教育も、現在のUG教育そのままではあり得ないであろう。

(ii) 大学院を主体とする場合に当たっては、特に高度の研究および教育にふさわしい資格をもつ教官の組織が必要な前提となる。またその活動を保持するためには、従来のような貧弱かつ画一的な研究費の体系は根本的に改めなければならない。

次に、(C)および(D)は、(A)のUG教育に関する(A₁)~(A₄)をさらに強調するものであるが、(C)を支持する者は大学教育の大衆化が今後ますます進展することを特に重視して、現在の理学部はUGのみとし、大学院は現状以上に高度のものを別に新しく設けよと主張する。一方(D)は現在の理学部を肯定し、それを維持しつつ、その大学院を格段と充実強化しようとするものであり、現行の諸制度の下では、学部依存しない大学院を一挙に作り得ないであろうという観点も含まれている。

以上のように大学院を中心とする「理学部」の形態に関しては、なお論議を続ける必要があるが、可及的速やかに意見の統一をはかりたい。

III. 理学部におけるUG教育

理学部が大学院を主体として、その下にUGをもつ

とするとそのUG教育は現在のように前期一般教養課程と後期専門課程とに分けることなく、一貫した教育をすることが望ましい。その理由として次のような点が挙げられる。

(i) 「理学部」は高度の専門研究者を養成することを目的とし終局的には大学院教育を経て完了する。現状では、この間の教育期間があまりにも長すぎるようになる。大学院の修業年限は現在のように博士課程5年間と固定することなく、かつ個々の学生の能力に応じて、また一般的にも短縮されることが望ましい。そのためにはUGにおける専門教育をさらに充実する必要がある。UGにおける一般教養教育を軽視するわけではないが、学生の多くが大学院に進学する「理学部」では、大学において、一般教育を身につける機会は長期にわたって可能である点を指摘しておきたい。

(ii) UG教育が前期一般教養課程と後期専門課程との二つに分けられていることに基づく、両課程間の理念の断絶、および教養課程在学中の学生の精神的不安定などに関してはすでに一般に指摘されている通りである。このような観点にたつて、一貫したUG教育を実施するためには、大学入試の段階から各専門分野への志望が、おおよそきまっていることが前提とされる。(これは入試時点での縦割性、あるいは主として理学部を志望する学生の進み理4の制度につながる。)従来しばしば高校の段階で将来の専門をきめることに対する疑念が表明されてきたが、理学部に関しては、それが可能であり、むしろ望ましいことともいえる。これに関して次の2点を指摘しておきたい。

(iii) 理学の専門学科の多くは高校の段階でおおよそその内容を理解することができる。高校の段階で自己の専門の選択を通じて自覚の形成をうながすことはそれほど無理ではなく、むしろ奨励されるべき点もあろう。画一的な6. 3. 3.の教育体制も今後再検討の要があろう。

(iv) 現在大学教育のマスプロ化が非難されているが、大学の入試のマス化は一層憂うべきである。それが中等教育一般に及ぼす悪影響は大きい。この観点からは入試も大学を卒業するときと同じ程度に専門に分割して行なうのがよい。それによって受験生の個性を尊重した入学試験を行なうことが可能となるであろう。

IV. 総合的理学教育

「理学部」は理学研究の場であり、教育上の機能はまさに専門教育を目的としている。「理学」の分化が進行すると、次々と専門科目を生み、教育もまたますます専門化される。高度の研究者を養成するためには専門分

科のそれぞれの分野で直接教育が行なわれる必要がある。しかし、また別の観点からは理学の総合的知識が要求される。理学は共通の方法をもち、自然の統一的理解を可能にする方向に進んでいる。それゆえ各専門分科の壁を除いた総合的教育の実現も望まれる。このような教育では、従来の個別的な教育とは異なった新しい効果が期待され、そこから新しい学問の生まれる可能性もあり、また自由な創意ある研究者の養成に貢献するものと考えられる。

また、科学文化の浸透に伴って、来るべき知識社会の構造のなかにおける理学的知識の役割は、従来の個別的専門分科の研究者とは異なる者を要請している。新しい社会が要求する指導的教育者、科学情報の処理、集収、交流の専門家、理学的知識のタレントなどは高度の総合的知識をもつことが必要であって、新しい形式の総合的理学教育が期待される。これらの専門家に要求されるものは、理学的知識自体を最終の目的とするのとは異なり、理学的知識を資源としてその社会的応用を開拓する機能である。総合的理学教育は今後次第に高まるであろうこの種の社会的要請にも応じ得るものでなければならぬが、このような意味での総合的理学教育は別途に考慮する必要がある。

昭和 45 年度東京大学大学院理学系 研究科修士課程学生募集要項補遺 (追加・訂正)

昭和 45 年度東京大学大学院理学系研究科修士課程学生募集要項は前号広報に掲載してあり、入学試験は 10 月 21 日(火)～25 日(土)に行なわれる。その後入試要項について下記の如く一部変更がありましたのでお知らせします。

「地質学専門課程」の筆記試験科目のうち一般教育科目が、数学・物理学・化学・生物学・地学のうち 2 科目となりました(前号所載要項では地学が入っていませんでした)。但し志願者のうち学部において地質学、鉱物学を専攻した者は、一般教育科目の「地学」を選択することはできないという条件がついています。

また各専門課程における専門科目(筆記試験)の試験内容が発表されましたのでここに記載します。

昭和 45 年度大学院修士課程入学試験 専門科目試験内容一覧

東京大学大学院理学系研究科

専門課程	専門科目(筆記試験)の試験内容
数 学	数学の諸分野から基礎的な問題を10題出題し、そのうち3題を選択解答させる。
物 理 学	物理学の諸分野から基礎的な問題(約6題)を出題し、そのうち3題を選択解答させる。 註 1. 物理学専門課程はA, B二つのサブコースに分けられ、物性研教官はBの指導にあたり、それ以外の教官がAの指導にあたる。サブコースBの募集定員は7名以下である。 註 2. 物理学専門課程の指導教官の研究内容については、「東京大学理学系研究科物理学専門課程昭和45年度カレンダー」を参照のこと。
天 文 学	天文学, 物理学, 数学の範囲からそれぞれ2題出題し、そのうち2題を選択解答させる。 ただし、物理学, 数学については、天文学に比較的關係の深い分野から出題される。
地球物理学	地球物理学に関係した問題のほかに、地球物理学専門課程の各教官が作成した数学, 物理学, 化学, 天文学, 地質学および地理学の問題が、各2題以上出題される。受験者はこのうち任意の2題について解答する。
化 学	物理化学, 分析および無機化学, 有機化学の3分野からそれぞれ出題し、それぞれを解答する。
生 物 化 学	生物化学の研究に必要な物理化学, 化学, 生物等の基礎的知識, 理解が要求される指定問題, および生物化学の各分野にわたる出題中より受験者が数題を選択解答する選択問題とが併せて出題される予定である。
動 物 学	動物学の各分野において専門的学究を行なわんとするにあたり、必要と考えられる動物学の基礎知識ならびに思考能力を試験する。 筆記試験の内容は、生理学, 生化学, 形態学, 組織学, 細胞学, 発生学, 分類学等々の分野より出題される問題(約8問)のうちより、任意に6問を選択解答する。 なお、口述試験も上記の基準の判定に加えられる。
植 物 学	個体・集団, 細胞, 物質を中心とした各レベルごとに3題を出題し、そのうち各レベルごとに指定した各1題と、残り

6 題中から任意の 2 題を選択、合わせて 5 題を解答させる。

「数学、物理学、化学、生物学の範囲からそれぞれ 3 題、鉱物学の範囲から 1 題を出題し、そのうちの 3 題を選択解答させる。」

人類学
 自然人類学（形態、生理、生化学的諸分野）、先史人類学、生態人類学（生活と環境）に関する大問題約 3 題、小問題約 10 題の全部につき解答を求める。

学部において地質学、鉱物学を専攻したものに對しては、下記 A を、それ以外のものに對しては B を内容とする。
 後者の場合は、入学志願者名票中に専門科目筆記試験としてどの分野の科目を希望するか（物理学、化学、生物学など）を明記しておくこと。

	A	B
1. 筆記試験	地質学、鉱物学	学部において専攻した教科（物理学、化学、生物学など）
2. 外国語論文訳読	地質学に関する外国語論文を読み（辞書使用可）、その大要をまとめる。	左に同じ。
3. 口述試験	主に卒業論文に関係した研究内容。	地質学課程を希望した理由、一般的な地質学の知識など。

地質、鉱物学関係の学科の出身者には、鉱物形態学、結晶学、結晶光学、鉱物化学等の筆記試験および口述試験を行なう。それ以外の学科の出身者に対しては、それら出身者の学科における履修科目の中で、本課程の修業課程において学修、研究を行なう事柄と関係の深い分野についての知識をテストするために、上記の地質、鉱物学関係の学科の出身者に対する問題以外に、追加出題することがある。
 この場合には、追加問題に対する得点総計を重視する。

地理学
 自然地理学、人文地理学および地誌について行なう。

相関理化学
 本専門課程は、数学、物理学、化学、生物学などの既存の専門分野で開拓された研究方法を併用して、主として応用数学、物性物理化学、生物物理化学の諸分野およびこれらの間の境界領域の研究を行なう。
 専門科目試験は、このような目的に適した学生を選抜するために課するものであって、次ぎの要領で行なわれる予定である。

6 月 21 日夜の化学館火災について

午後 7 時 10 分頃化学館 157 号室の入口から室内の実験台まで 6000 l の酸素ポンペを運搬の途中、ポンペがたまたま床に置いてあった乾燥用ナトリウム線入りのエーテルを入れてある 3 l 試薬びんにあたり、びんが壊れてエーテルが床面に流出した。すぐに室内の火を消し、散らばったナトリウムをとりかたづけ中、当日は雨天で床が湿っていたため、約 3~5 分後に発火した。すぐに消火に努めたが、酸素ポンペのまわりが火に包まれたことと、有機溶媒があったので危険と思い、消防署に通報した。午後 8 時頃鎮火した。この火災で大学院生二人が手などに軽い火傷を負った。実験室の一部が焼けただけで大きな被害にならなかったのは幸であった。

皆様へ御迷惑をおかけし、また御援助をいただきましたことに対し、この紙面をかりてお詫びとお礼を申しあげます。実験の都合上多量の有機溶媒を用いるため、火災には充分注意するようにはしておりましたが、このようなことになってしまいました。今後このようなことが再びおこらぬように対策を講じ、細心の注意を払うようにいたします。皆様方も一層注意されるようお願いいたします。
 (稲本直樹)

編集後記・投稿お願い

理学部の中に風を通す一つの助けとして理学部広報が発刊されはじめましてから早くも半年たちました。ここ半年の間理学部広報には無味乾燥な記事的なものが多くて編集者も恐縮しています。この広報を利用して学生・院生・教職員の間でいろいろと有益な情報を交換し、ときには議論をたたかわすことがあってもよいと思いますので、みなさんがご遠慮なく投稿して下さいようお願いいたします。

寄稿をしていただく場合には、寄稿者(文責者)氏名・所属・電話連絡先を明記の上

地球物理研究施設 福島 直 (内線 7511)
 あて学内便にてでもお届け下さい。原稿締切日は一応毎月 25 日とさせていただきます。なお写真・図版をのせられる場合には、写真・図版だけは数日前に先にいただけるよう御配慮下さい。